

会津美里町地球温暖化対策推進事業(省エネ家電)補助金に関するQ & A

令和8年4月13日

区分	No.	質問	回答
申請関係	1	新規購入や増設(買い増し)する製品は、補助対象となりますか？	対象となりません。既存の製品からの買換えが対象となります。ただし、エコキュートについては、他の給湯機器からの買換えについても対象となります。
申請関係	2	申請書はどこで受け取れますか？	町ホームページからダウンロードしていただくか、町民税務課または本郷・新鶴地域づくりセンター(旧本郷・新鶴支所)の窓口で配布しております。
申請関係	3	申請する窓口はどこですか？	受付順を正確に把握する必要があるため、役場本庁舎1階町民税務課への持参をお願いします。
申請関係	4	オンラインや郵送での申請はできますか？	3と同じ
申請関係	5	いつまでに申請する必要がありますか？	令和8年5月1日(金)から令和9年1月29(金)までに申請してください。なお、受付期間内でも予算上限額に達した時点で受付を終了します。
申請関係	6	土・日・祝日等でも申請は受け付けてくれますか？	土・日・祝日・年末年始は受付いたしません。平日の午前8時30分～午後5時までに窓口に申請してください。
申請関係	7	交付決定前に購入したものは対象となりますか？	対象となりません。
申請関係	8	世帯主でなくても申請できますか？	世帯主でない方でも申請できますが、申請者、見積書宛名、領収書宛名、振込先口座名義人を同一の方としてください。なお、補助対象となるのは、1世帯につき1回限り、対象製品1台限りとなります。
申請関係	9	世帯員に町税の未納があった場合はどうなりますか？	申請者及び世帯全員に未納がないことが補助金の交付条件となります。申請後の調査で未納が確認された場合、完納されなければ交付決定することは出来ません。
申請関係	10	他補助金等との併用はできますか？	併用できます。ただし、他の補助金等を併用する場合は、補助対象経費から他の補助金等から交付される金額を控除します。また、他補助金等において、他事業との併用を禁止している場合は併用できません。
申請関係	11	ネットショップで購入したものは対象になりますか？	対象となりません。県内に実店舗がある販売事業者から購入してください。
申請関係	12	申請回数に制限はありますか？	同一世帯1回限り、製品1台限りです。
申請関係	13	具体的な対象商品はどこから確認できますか？	資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」で確認できます。
申請関係	14	省エネラベル、省エネ性能の基準値は超えている商品ですが、対象製品検索一覧には載っていない場合、対象製品となりますか？	資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない製品は対象となりません。
申請関係	15	量販店のオリジナル型番は本事業の対象となりますか。	資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない製品は対象となりません(資源エネルギー庁HPに掲載されていれば対象となります)。
申請関係	16	実績報告期限までに製品を設置できなかった場合はどうすればよいですか？	令和9年2月26日(金)までに設置し、実績報告することが必要です。令和9年2月26日(金)を過ぎてから設置された場合、対象外となります。
申請関係	17	町内のアパートに住んでいますが、町内の中古住宅を購入し、その中古住宅の対象製品を買換える場合は対象になりますか？	実績報告を行うまでに、該当住宅に住所を異動(転居)すれば対象となります。
申請関係	18	町外に住んでいますが、町内の中古住宅を購入し、その中古住宅の対象製品を買換える場合は対象になりますか？	実績報告を行うまでに、該当住宅に住所を異動(転入)すれば対象となります。

区分	No.	質問	回答
申請関係	19	アパートや賃貸住宅でも対象となりますか？	個人で設置した対象製品の買換えは対象となりますが、家主等とトラブルにならないよう配慮願います。なお、家主等が設置した対象製品又は家主が買換えをする場合は対象外です。
申請関係	20	町内にある対象設備を導入する住宅に居住していますが、その住宅に住所を有しない場合、申請できますか？	町内に居住していても、対象製品を導入する住宅に住所を有しない場合は、対象となりません。実績報告を行うまでに、該当住宅に住所を異動(転入・転居)すれば対象となります。
申請関係	21	購入製品の設置場所に制限はありますか？	個人の購入、かつ、住居における設置のみが今回の交付対象となります。法人や事務所での利用の場合は、対象となりません。
申請関係	22	対象製品を別な部屋に買い替えて設置することは可能ですか？	居住部分内であれば別な部屋に設置することは可能です。 例 2階の寝室にあるエアコンを撤去し、1階の寝室に設置するなど。
申請関係	23	個人事業主として対象製品を取り扱っていますが、対象製品を自宅に導入(自家消費)した場合は交付対象となりますか？	ご家庭で使用する場合は対象となります。
申請関係	24	対象商品を購入し、町外の住宅に設置する場合も対象となりますか？	町内の自宅に設置する設備が対象となりますので、町外に設置する場合は、対象外となります。
申請関係	25	リユース品も対象になりますか？	対象になりません。新品(未使用品)を条件としています。
申請関係	26	リース品は対象になりますか？	リースその他補助対象者に所有権がないものは対象となりません。
補助金額等	1	各種商品券やポイントを利用する場合、補助金は減額されますか？	補助対象経費は、対象製品の本体購入費及び設置に要する費用であるため、商品券やポイント利用による補助金の減額はありません。ただし、他の補助金等を併用する場合は、補助対象経費から他の補助金等から交付される金額を控除します。
補助金額等	2	購入時に使用したクーポン分は購入費用に含まれますか？	本体購入費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引)は、割引後の金銭支払額を購入費用として計算します。
実績報告関係	1	どのタイミングで実績報告すればよいですか？	製品の購入、設置及び支払い、買換え前の製品の処分が完了してからの実績報告になります。
実績報告関係	2	宛名が申請者名ではない領収書(空欄、上様など)でもよいですか？	申請者名を記入したものでなければ受付できません。
実績報告関係	3	領収書に型番の記載がありません。	領収書には、購入製品のメーカー名、機種名、型番、購入日、購入金額、購入店舗が記載されている必要があります。領収書を発行する場合に、各店舗において購入製品の型番を忘れずに記載してください。 ※品名だけでなく、型番まで記入してください。 (誤)エアコン1台 (正)エアコン メーカー名、機種名、AY〇〇-〇〇
実績報告関係	4	保証書に製品番号の記載がありません。	型番の記載がない保証書では申請ができません。購入店舗で型番を記載いただき、添付してください。
実績報告関係	5	メーカー発行の保証書とはどのようなものですか？	実績報告時に添付が必要な保証書(写し)は、家電本体や説明書等に付属する、型番の記載があるメーカー発行の書類に限ります。購入時にレシート等を同時に発行される「保証書添付用」の購入証明書は、メーカー発行の保証書とみなされないため、ご注意ください。
実績報告関係	6	配送時に代金を支払う場合、領収書等に代わる書類は、何になりますか？	配送時に代金を支払う場合であっても、店舗において対象製品に係る領収書を発行してもらってください。

区分	No.	質問	回答
実績報告関係	7	銀行振り込みの場合でも領収書が必要ですか？	銀行振り込みの場合でも、申請を行う場合は、店舗が発行した領収書等が必要です(店舗から領収書を発行してもらってください)。
実績報告関係	8	クレジットカードやQRカード決済での支払いは対象となりますか？	クレジットカードやQRカード決済においても対象ですが、要件を満たす領収書が必要になるため、ご確認のうえご利用ください。
請求書関係	1	補助金振込先の口座は、本人名義以外でも可能ですか？	補助金の振込先口座は、申請者本人名義のものに限ります。
返品・譲渡	1	補助金が交付された後に、補助対象製品を返品した場合は、どうすればよいですか？	補助金交付後、法定耐用年数(エアコン・エコキュートとも6年)以内に、補助対象製品を返品、譲渡、売却、廃棄する場合は、手続きが必要となるため、町に連絡してください。補助金を返還いただく場合があります。